

議会改革調査特別委員会設置に関する決議

下記のとおり、議会改革調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 議会改革調査特別委員会
2. 設置根拠 豊見城市議会委員会条例第6条
3. 調査事項 (1) 議会棟建設工事について
(2) 議会公開のあり方について
(3) 議員定数について
(4) 同日選挙について
(5) 政務活動費について
(6) 議員報酬について
(7) 議会基本条例について
4. 委員定数 本特別委員会の委員は6人とする。
5. 調査期限 本特別委員会は、3に掲げる調査事項が終了するまで閉会中もなお継続審査することができる。